

～まちのホーム医大前・まちのホーム循誘～

介護保険サービス  
小規模多機能型居宅介護

ガイドブック

通い・訪問・  
泊まりサービス



## はじめに

小規模多機能型居宅介護は、「住み慣れた地域で暮らし続けたいという願いに応え、個々の在宅生活を柔軟に、そして、継続的に支援する」小規模多機能ケアの実践の一つであり、平成18年（2006年）4月から、介護保険サービスの地域密着型サービスとして創設されています。地域の特性を生かしながら、創意工夫のもと取り組むことのできる介護サービスとして全国に広がっています。

このパンフレットは、小規模多機能型居宅介護サービスの内容を知っていただくとともに、利用に際し、理解を深めていただけるよう作成しました。ご利用の皆様が、より良いサービスにつながる一助となれば幸いです。

特定非営利活動法人 市民生活支援センターふくしの家



## 小規模多機能型居宅介護とは

1つの事業所で、ご利用者の様態や希望に応じて、通い（デイサービス）を中心に、随時訪問（ホームヘルプサービス）や宿泊（ショートステイ）を組み合わせ提供する介護保険サービスです。原則として佐賀市を中心に佐賀中部広域管内の方はご利用いただけます。ケアプラン・通い・訪問・宿泊を1つの事業所で受けられることにより、少人数の家庭的な雰囲気の中で、きめ細かなケアを受けられます。また、訪問看護や居宅療養管理指導、福祉用具レンタル等は併用して利用できます。要介護度等による月額定額制のため、利用しやすい料金体制です。住み慣れた地域での生活を継続できるよう、どのようなサービスの組み合わせが良いか、是非ご相談いただき共に考えていきましょう。

### 【月額料金】

#### （ご自宅から利用の方）

要支援1	3,418円
要支援2	6,908円
要介護1	10,364円
要介護2	15,232円
要介護3	22,157円
要介護4	24,454円
要介護5	26,964円

#### （併設の有料老人ホームに入居の方）

要支援1	3,080円
要支援2	6,224円
要介護1	9,338円
要介護2	13,724円
要介護3	19,963円
要介護4	22,033円
要介護5	24,295円

#### 《その他費用》

##### 【実費】

食費（朝 380円・昼 380円・夕 490円）  
 宿泊の場合 1,420円／一泊

##### 【加算】

- ◆初期加算 30単位/日
- ◆認知症加算 800単位又は500単位/月
- ◆看護職配置加算 900単位/月
- ◆総合マシ M外体制強化加算 1,000単位/月
- ◆介護職員処遇改善加算（1）  
 定単位数に10.2%を乗じた単位数で算定

##### 【ケアマネジメント】

- ◆小多機のケアマネージャーに変更になります。

##### 【自己負担】

- ◆左記は、1割負担です。所得に応じて2割負担3割負担があります。

#### （短期利用1日につき）

#### ★短期利用の場合は

ケアマネージャーの変更

は必要ありません。

要支援1	421円
要支援2	526円
要介護1	567円
要介護2	634円
要介護3	703円
要介護4	770円
要介護5	835円

## 1. 小規模多機能型居宅介護サービス

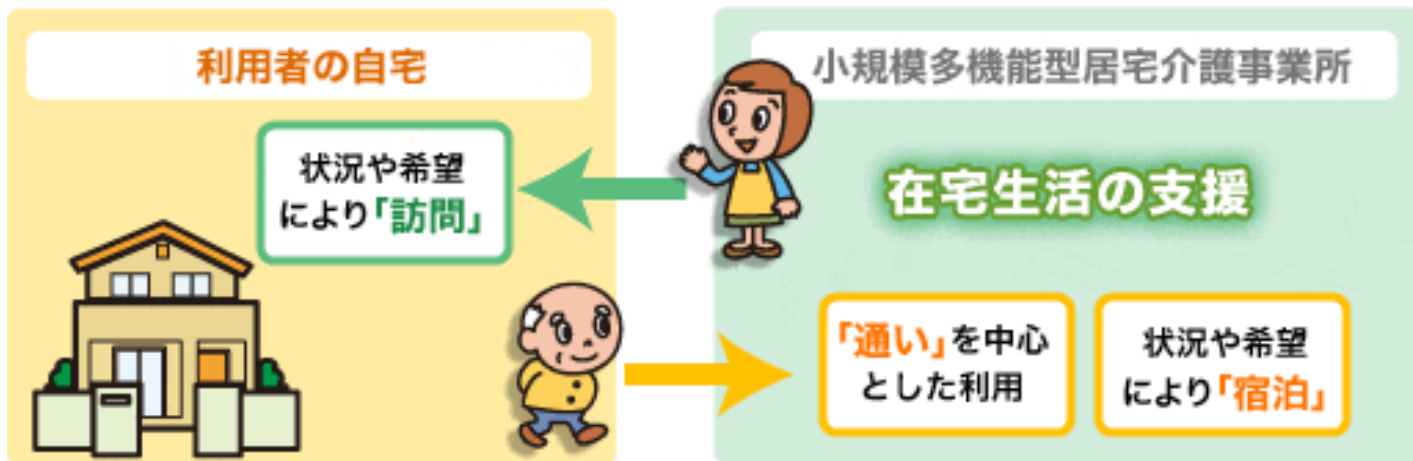
小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者の様態や希望に応じて、「通い」「訪問」「宿泊」のサービスを柔軟に組み合わせて提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものです。一つの事業所から様々なサービスを定額料金で受けられることや、馴染みの場所とスタッフから連続してケアを受けられることから、ご利用者には大変使いやすいサービスです。

小規模多機能型居宅介護サービスは、国の基準では、「通い」「訪問」「宿泊」ごとの内容は細かく決められていません。また、「通所介護」「訪問介護」「短期入所生活介護」に似ていますが、小規模多機能型居宅介護サービスの「通い」「訪問」「宿泊」には適用されません。小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者の要望に応えやすく、在宅生活を続けたいと考えておられる方にとっては、満足度が非常に高いと考えられます。ただし、利用回数などの融通はききやすいですが、決して「何でもできる」「いくらでも使える」わけではありませんので注意も必要です。

### ★「通い」「宿泊」「訪問」を合わせて概ね週4日程度が利用の目安

小規模多機能型居宅介護サービスには訪問サービスがあります。通いサービスを利用していない日においては、必要に応じて訪問サービスの提供、見守りのための訪問、電話連絡による見守り等を行うことができます。通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスの組み合わせで週4日程度がサービスを受けられる目安です。

在宅で残存機能を活かし自立した生活を維持するためには、サービスが多すぎても少なすぎても良くありません。その人に必要な適切で適度なサービスをコーディネートすることも小規模多機能型居宅介護サービスの大切な役割です。



## ①通いサービスとは

デイサービスは広く一般的ですが、基本的には事業所の中で、日常生活の支援及び機能訓練をすることが目的です。利用時間やプログラムが決まっており、事業所外で提供されたサービスは基本的に介護保険の対象にはなりません。しかし、小規模多機能型居宅介護サービスにおける通いサービスは、月単位の包括報酬であり、利用時間やプログラムは決まっておらず、通いサービスの一環として、外出も可能です。ご利用者が生活のパターンに合わせて、必要な時間帯に必要な時間通うことができます。一日に何度か事業所と自宅を往復することもできるので、過ごし方も様々です。

## 例えば

通いサービスの利用者は、事業所から買い物や散歩に出かけることができます。外出が自由できるので、在宅生活に必要なものを自分で買い揃えたり、散歩によってADLの向上が期待できます。送迎時間も家族の仕事の時間に合わせたり、事業所からの送迎だけでなく、家族が仕事に行くときに送ったり、早い時間からの利用や、仕事帰りに迎えに行き遅い時間まで利用すめなど様々です。夕食までの長時間、事業所にいることができない利用者や、入浴だけしたい場合などは、2～3時間といった短時間の利用も可能です。

## <まとめ>

一般的なデイサービスでは日常生活の世話や機能訓練を行うことが目的ですが、小規模多機能型居宅介護サービスの通いサービスでは、利用者のご自宅で生活することにも重点をおき、事業所での過ごし方と自宅での過ごし方との間に大きな差が生じないように支援していきます。

## 通いサービスを中心とした週間予定の例

日	月	火	水	木	金	土
	通い	見守り	通い	見守り	通い 宿泊	

## ②訪問サービスとは

一般的な訪問介護（ホームヘルパーによるもの）では、単なる見守りや電話での安否確認、おしゃべり相手、日常生活以外の買い物、気分転換の散歩や院内介助などは算定できません。しかし、小規模多機能型居宅介護サービスでは、こうした制限にとらわれず、ご利用者にとって必要な随時の訪問や短時間利用のサービスを提供することができます。

### 例えば

通院介助をすることにより、ご家族だけではなく、介護のプロである介護スタッフが診療室に入って、医師の診察を聞くことで、医療との連携が図られ、医療措置が必要な利用者でも小規模多機能型居宅介護を利用しながら、より円滑に在宅での生活を継続することも可能です。一度、事業所とご相談ください。

### ＜訪問サービスを中心とした週間予定の例＞

日	月	火	水	木	金	土
見守り 《電話》	通院（送り）  迎え（迎え）	見守り 《訪問》	通い	見守り 《訪問》	通い	見守り 《電話》

## ③宿泊サービス

小規模多機能型居宅介護サービスの宿泊サービスは、本当に必要なときにいつでも利用できる安心感があります。また、顔なじみのスタッフに介護してもらえることが強みです。理由があれば、宿泊日数にも制限がありません。ただし、長期の宿泊が続くようであれば、在宅生活が継続しているとは言えず、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を見直す必要があると考えられます。

### 例えば

病院から直接在宅生活に戻る際に、家族の介護力不足がある場合は、必要に応じて宿泊し、その間に在宅生活の体制や生活の流れを家族と確認します。場合によっては、家族に対してより良い介護方法を啓発するなどして、家族にも自信をつけてもらいます。また、週末に自宅で過ごしてもらうことから始め、通いと泊まりを交互に使いながら在宅の生活に戻していくというケースもあります。

### ＜宿泊を中心とした週間予定の例＞

日	月	火	水	木	金	土
	通い 宿泊	見守り	通い 宿泊	見守り	通い 宿泊	

## 2. 小規模多機能型居宅介護サービスを利用する

### ①ケアマネージャー

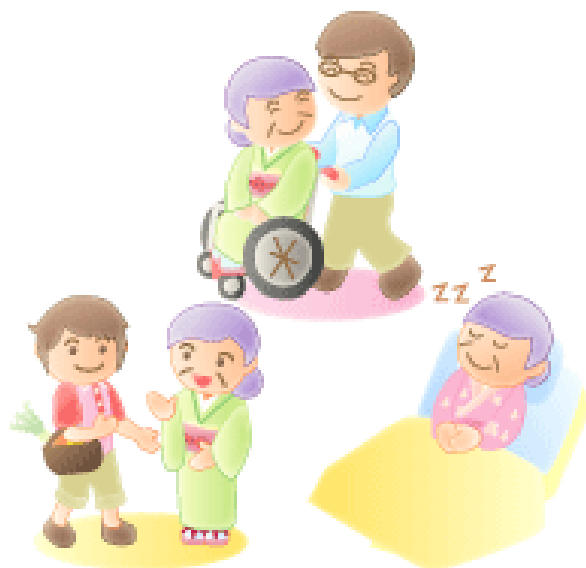
小規模多機能型居宅介護サービスを利用するには、小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネージャーにケアプランを作成してもらう必要があります。新規で介護保険サービスの利用を考えている方はすぐに利用できますが、すでに居宅サービス等の介護保険サービスを利用している人は、ケアマネージャーの変更が必要になります。

### ②現在使っている介護保険サービスでは馴染まない方

様々な理由で、一般的なデイサービスなどに通うことができない利用者も、小規模多機能型居宅介護サービスは通いサービスの時間に制限がないことから、ご利用者の状態や希望、ご家族の状況に合わせて、短時間の通いサービスや、長時間の通いサービスが可能となります。また、集団行動になじめない方でも、小規模多機能型居宅介護サービスであれば、ご利用者に合わせて自由な時間を過ごすことができ、事業所に徐々に慣れていただくことが可能です。

### 例えば

- ・要介護2で認知症の周辺症状によって、地域のデイサービスで受け入れが難しく、介護者も介護疲れを訴えていたが、通いサービスと宿泊サービスを組み合わせ、職員や他の利用者となじみの関係で利用することができ落ち着いて利用できるようになった。
- ・風邪から安静臥床となり、じょくそうを発症。主治医の勧めで通いサービスを利用した。最初は15分の利用から徐々に30分、2時間と増やし、現在では週5回、6時間の通いサービスを利用することにより、じょくそうの再発もない。
- ・息子と2人暮らしの女性。心臓病等があり、余命2年で在宅生活は困難と思われた。息子は仕事で帰宅が遅く、なかなか介護ができない部分を事業所が支援するため、通い、訪問と月数回の宿泊サービスを利用。他のお子さんたちもよく会いに来て、一緒に外出している。2年経過したが、元気に在宅生活を続けている。



### ③病院から在宅に戻られる方

退院することになっても、その利用者を家族が受け入れるには準備が必要です。在宅生活に戻るまで支援が必要な場合や、ご家族の受け入れ態勢が整っていない場合は、病院との連携が必要となり、介護保険事業者の協力も必要になります。小規模多機能型居宅介護は、このようなケースに柔軟に対応できるサービスです。小規模多機能型居宅介護サービスで手厚くケアした結果、在宅生活に戻ることができたという事例もあります。

#### 例えば

高齢の夫婦2人暮らし。精神疾患の妻を夫が介護。妻が転倒から硬膜下血腫を受傷し、生活全般に支援が必要となった。病院から直接自宅に戻って在宅生活を続けるには夫の介護力不足があり、必要に応じて宿泊し、この間在宅生活の体制や生活の流れを作った。徐々に身体機能も改善し、状態を見て週末は自宅で過ごす計画をたてた。その後、通いと泊まりを交互に使い、週末は在宅で暮らす生活が可能となった。

### ④独居や高齢者世帯で包括的なケアが必要な方

独居や高齢者世帯で要介護認定をお持ちの方でも、一般的なデイサービスや訪問介護等のようなまとまったサービスが必ずしも必要という方ばかりではありません。複数回の見守りや軽度な支援があれば、まだまだ在宅で自立した生活を維持できるという方もいます。小規模多機能型居宅介護サービスを上手に利用し、他の地域資源を包括的に組み合わせたライフスタイルを考えていきましょう。

#### 例えば

夫が車椅子利用で妻は認知症の高齢者世帯。通いサービスと訪問サービスをほぼ毎日利用。服薬管理、理美容の付き添い、買い物等臨機応変に対応。できないことは、お互いに譲歩しながらサービス計画を変更し、信頼関係を築いていったことから、自分たちでできることは行っていただくようになった。介護保険だけでなく地域の資源も活用も生活支援に組み入れ、その結果、自分たちでできることが多くなったことで意欲も増し、介護度も軽くなった。引き続き、事業所では二人の自立のお手伝いをしている。





～介護のある暮らしに小規模多機能型サービスをご活用ください～

お問合せ 0952-36-6895 (ふくしの家事務局)

住 所 : 〒849-0937 佐賀市鍋島三丁目 3-20 4F

運 営 : 特定非営利活動法人 市民生活支援センターふくしの家